

文化財保護法の一部を改正する法律案 参照条文 目次

○文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）（抄）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）

（文化財の定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律の規定（第九十九条、第一百十条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（管理又は修理の補助）

第三十五条（略）

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

（所有者等による公開）

第五十一条（略）

2、6（略）

7 前項に規定する場合のほか、重要文化財の所有者又は管理団体がその所有又は管理に係る重要文化財を公開するために要する費用は、文部科学省令で定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

（有形文化財の登録）

第五十七条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。ただし、当該登録をしようとする有形文化財が第八十三条の五第一項の規定又は文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）第十六条第一項の規定による登録の提案に係るものであるときは、この限りでない。

3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（技術的指導）

第七十条 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の所有者は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に有形文化財の管理又は修理に關し技術的指導を求めることができる。

(重要無形文化財の指定等)

第七十一条 文部科学大臣は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる。

2 (略)

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知してする。

4 文部科学大臣は、第一項の規定による指定をした後においても、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第三項の規定を準用する。

(重要無形文化財の保存)

第七十四条 文化庁長官は、重要無形文化財の保存のため必要があるときは、重要無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、保持者、保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者(以下この章において「保持者等」という。)に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 (略)

(重要無形文化財の公開)

第七十五条 (略)

2 (略)

3 重要無形文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、国は、その公開に要する経費の一部を補助することができる。

(重要無形文化財保存活用計画の認定)

第七十六条の二 重要無形文化財の保持者等は、文部科学省令で定めるところにより、重要無形文化財の保存及び活用に関する計画(以下この章及び第百五十三条第二項第八号において「重要無形文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 4 (略)

(重要無形文化財以外の無形文化財の記録の作成等)

第七十七条 文化庁長官は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、国は、適当な者に対し、当該無形文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することができる。

2 (略)

(重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定)

第七十八条 文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。

2 (略)

3 第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定は、その旨を官報に告示してする。

(現状変更等の届出の特例)

第八十五条の三 前条第三項に規定する事項が記載された重要有形民俗文化財保存活用計画が同条第四項の認定(次条において準用する第五十三条の三第一項の変更の認定を含む。第百五十三条第二項第十二号において同じ。)を受けた場合において、当該重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第八十一条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(重要無形民俗文化財保存活用計画の認定)

第八十九条の二 保存地方公共団体等は、文部科学省令で定めるところにより、重要無形民俗文化財の保存及び活用に関する計画(以下この章及び第百五十三条第二項第十三号において「重要無形民俗文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2~4 (略)

(登録有形民俗文化財)

第九十条 文部科学大臣は、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財(第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)(のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2・3 (略)

(現状変更の届出の特例)

第九十条の三 前条第三項に規定する事項が記載された登録有形民俗文化財保存活用計画が同条第四項の認定(次条において準用する第六十七条の三第一項の変更の認定を含む。第百五十三条第二項第十四号において同じ。))を受けた場合において、当該登録有形民俗文化財の現状変更をその記載された事

項の内容に即して行うに当たり、第九十条第三項において準用する第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第九十一条 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財には、第七十七条の規定を準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第二百五十三条第二項第二十三号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(登録記念物)

第三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第一百条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つてゐるものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 (略)

(現状変更の届出の特例)

第三十二条の三 前条第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画が同条第四項の認定(次条において準用する第六十七条の三第一項の変更の認定を含む。第五十三条第二項第二十四号において同じ。)を受けた場合において、当該登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第三十三条において準用する第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(選定保存技術の選定等)

第四十七条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第七十一条第三項から第五項までの規定を準用する。

第百五十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一〜四（略）

五 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

六 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第九十条第三項で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

七 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

八 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除

九 登録記念物の登録及びその登録の抹消（第百三十三条で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。）

十 重要文化的景観の選定及びその選定の解除

十一 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除

十二 選定保存技術の選定及びその選定の解除

十三 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一〜八（略）

九 重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきもの選択

十 重要有形民俗文化財の管理に関する命令

十一 重要有形民俗文化財の買取り

十二 重要有形民俗文化財保存活用計画の第八十五条の二第四項の認定

十三 重要無形民俗文化財保存活用計画の第八十九条の二第三項の認定（第八十九条の三において準用する第七十六条の三第一項の変更の認定を含む。）

十四 登録有形民俗文化財保存活用計画の第九十条の二第四項の認定

十五 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきもの選択

十六 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長

十七 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行

十八 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令

十九 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、毀損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行

二十 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

二十一 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

二十二 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記

念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令

二十三 史跡名勝天然記念物保存活用計画の第二百二十九条の二第四項の認定

二十四 登録記念物保存活用計画の第二百三十三条の二第四項の認定

二十五 重要文化的景観の管理に関する命令

二十六 第八十三条の三第一項に規定する文化財保存活用地域計画の同条第五項の認定（第八十三条の四第一項の変更の認定を含む。）

二十七 第八十四条第一項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）又は第八十四条の二第一項の政令（第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）の制定又は改廃の立案

（地方公共団体の事務）

第八十二条（略）

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

（文化財保存活用大綱）

第八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2（略）

（文化財の登録の提案）

第八十三条の五 認定市町村の教育委員会は、第八十三条の三第五項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第八十三条の七第一項及び第二項において同じ。）を受けた文化財保存活用地域計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。）の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2（略）

3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第九十条第一項又は第三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

らない。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第二百一十一条第二項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))、第三十七条第四項(第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。))、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。))、第八十三条、第八十七条第二項、第一百八十八条、第二百二十条、第二百二十九条第二項、第二百七十二条第五項及び第二百七十四条第三項で準用する場合を含む。の)の規定による指揮監督

二 一六 (略)

2 一八 (略)

(文化財保存活用地域計画の作成の提案等)

第百九十二条の六 (略)

2 支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第三百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第百八十三条の五第一項の規定による提案をしよう要請することができる。

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 一四 (略)

五 第五十三条の六(第八十五条の四(第二百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))及び第二百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。)、第五十四条(第八十六条及び第二百七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第五十五条、第六十七条の五(第九十条の四及び第三十三条の四において準用する場合を含む。))、第六十八条(第九十条第三項及び第三百三十三条において準用する場合を含む。))、第七十六条の四(第八十九条の三において準用する場合を含む。))、第二百二十九条の五(第二百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。))、第三百十条(第七十二条第五項において準用する場合を含む。))、第三百十一条又は第百四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 一七 (略)

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第三十一条第三項(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。)、第八十条及び第百十九條第二項(第百三十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三十二条(第六十条第四項(第九十条第三項において準用する場合を含む。))、第八十条及び第百二十條(第百三十三條において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第三十三條(第八十条、第百十八條及び第百二十條(これらの規定を第百三十三條において準用する場合を含む。))並びに第百七十二條第五項において準用する場合を含む。)、第三十四條(第八十条及び第百七十二條第五項において準用する場合を含む。)、第四十三條の二第一項、第五十三條の四若しくは第五十三條の五(これらの規定を第百七十四條の二第一項において準用する場合を含む。)、第六十一条若しくは第六十二条(これらの規定を第九十条第三項において準用する場合を含む。)、第六十四條第一項(第九十条第三項及び第百三十三條において準用する場合を含む。)、第六十五條第一項(第九十条第三項において準用する場合を含む。)、第六十七條の四、第七十三條、第八十一条第一項、第八十四條第一項本文、第八十五條の三(第百七十四條の二第一項において準用する場合を含む。)、第九十条の三、第九十二条第一項、第九十六條第一項、第百二十五條第二項(第百二十條、第百三十三條及び第百七十二條第五項において準用する場合を含む。)、第百二十七條第一項、第百二十九條の四(第百七十四條の二第一項において準用する場合を含む。)、第百三十三條の三、第百三十六條又は第百三十九條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 (略)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)(抄)

(歴史的風致維持向上計画の認定)

第五条 (略)

2) 4 (略)

5 市町村は、歴史的風致維持向上計画に第二項第三号イに掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該文化財の所有者(所有者が二人以上いる場合にあつてはその全員とし、文化財保護法第三十二条の二第五項(同法第八十条において準用する場合を含む。))、第六十条第三項(同法第九十条第三項において準用する場合を含む。))又は第百十五條第一項(同法第百三十三條において準用する場合を含む。))に規定する管理団体がある場合にあつては当該管理団体とする。)(及び権原に基づく占有者(いずれも当該市町村を除く。))又は保持者(当該文化財が重要無形文化財(同法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財をいう。第十二條第一項において同じ。))である場合にあつては、同法第七十一条第二項の規定により保持者又は保持団体として認定されている者)の意見を聴かなければならない。

6) 11 (略)

(歴史的風致形成建造物の指定)

第十二條 市町村長は、認定歴史的風致維持向上計画に記載された第五条第二項第六号の計画期間(以下「認定計画期間」という。))内に限り、当該認定歴史的風致維持向上計画に記載された同項第四号の方針に即し、認定歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域(以下「認定重点区域」という。))

内の歴史上価値の高い重要無形文化財又は重要無形民俗文化財（文化財保護法第七十八条第一項に規定する重要無形民俗文化財をいう。）の用に供されることによりそれらの価値の形成に寄与している建造物その他の地域の歴史的な建造物（重要文化財建造物等及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群（同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群をいう。第十七条第一項において同じ。）を構成している建造物を除く。）であつて、現に当該認定重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもの（これと一体となつて歴史的風致を形成している土地又は物件を含む。）を、歴史的風致形成建造物として指定することができる。

2・3 （略）

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）（抄）

（文化財の登録の提案）

第十六条 地域文化観光推進事業を実施しようとする市町村又は都道府県が、地域における文化資源の総合的な魅力の増進に関する事業であつて、計画区域内に存する文化財について専門的な調査を行い、当該調査に基づき必要な保存及び活用のための措置を行うものに関する事項が記載された地域計画について第十二条第四項の認定を受けた場合には、当該市町村又は都道府県の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。以下この条において同じ。）（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつては、その長。以下この条において同じ。）は、当該文化財であつて文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十七条第一項、第九十条第一項又は第三百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 （略）

3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について文化財保護法第五十七条第一項、第九十条第一項又は第三百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした市町村又は都道府県の教育委員会に通知しなければならない。